副本

乙第14号証

○大阪府警察留置業務取扱規程

平成24年３月23日本部訓令第13号

（定義）

第２条　この訓令の用語の意義は、法の定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

（１）　看守勤務員　留置施設において被留置者の看守業務に専従する者をいう。

（２）　留置担当者　本部本庁舎の留置施設及び新北島別館庁舎の留置施設（以下「本部留置施設」という。）にあっては留置副主任官、看守勤務員及び総務部留置管理課員のうちから総務部留置管理課長が指定する者を、警察署の留置施設にあっては留置主任官代理、留置副主任官、留置管理総務係員（留置副主任官である者を除く。以下同じ。）及び看守勤務員をいう。

（３）　女性専用留置施設　女性の被留置者のみを留置する留置施設又は女性の被留置者を男性の被留置者と分離して留置できるように区画された施設を有する留置施設であって、女性の看守勤務員が常時看守業務に従事するものをいう。

（４）　危険物等　凶器その他の自殺、自傷行為、他害行為等自己又は他人の生命又は身体の安全を害するおそれのある物、携帯電話その他の逃走、通謀又は罪証隠滅に使用されるおそれのある物、留置施設の規律及び秩序の維持に支障のある物並びに覚醒剤、麻薬等をいう。

（５）　巡回　被留置者の自殺、自傷行為、他害行為、逃走、通謀、罪証隠滅等の事故防止を目的として、被留置者の動静及び施設の異常の有無を確認するために留置施設内を見回ることをいう。

（６）　巡視　巡回を行うとともに、看守勤務員の勤務状況を確認し、被留置者の適切な処遇及び事故防止について看守勤務員に対して必要な指導監督等を行うことをいう。

（７）　特別要注意者　被留置者の経歴、言動、犯罪の態様等から判断して、自殺又は逃走のおそれがあると認められる被留置者をいう。

（８）　問題被留置者　規律無視、不当要求、粗暴行為等により留置施設の規律及び秩序を乱す被留置者をいう。

（９）　要配意被留置者　疾病を有する、妊娠している等、その処遇を行うに当たり、特に配意を要する被留置者をいう。

(10)　審査の申請等　法第229条第１項の規定による警察本部長に対する審査の申請又は法第230条第１項の規定による公安委員会に対する再審査の申請をいう。

(11)　事実の申告　法第231条第１項の規定による警察本部長に対する事実の申告又は法第232条第１項の規定による公安委員会に対する事実の申告をいう。

(12)　苦情の申出　法第233条第１項の規定による警察本部長に対する苦情の申出、法第234条第１項の規定による監査官（法第18条に規定する監査官をいう。以下同じ。）に対する苦情の申出又は法第235条第１項の規定による留置業務管理者に対する苦情の申出をいう。

（保管私物等の取扱い）

第66条　所持物品及び差入物（現金を除く。）の保管は、保管私物（法第195条第１項に規定する保管私物をいう。以下同じ。）又は領置する物品に区分した上で行うものとする。

２　保管私物は、留置施設に設置した保管私物庫に被留置者ごとに区分して保管するものとする。

３　留置業務管理者は、保管私物庫の大きさ等を勘案して、保管私物の保管限度量（法第195条第２項に規定する保管限度量をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

４　保管私物の保管私物庫からの出し入れは、看守勤務員が行うものとする。ただし、監視体制が整っている場合は、被留置者自身に出し入れを行わせることができる。

５　領置する物品は、原則として留置事務室等留置施設外の施錠設備のある保管庫等に保管するものとする。

６　留置業務管理者は、領置する物品について領置限度量（法第195条第２項に規定する領置限度量をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

７　第55条の規定は、法第195条第２項の規定により保管私物の総量が保管限度量を超える場合又は領置している物品が領置限度量を超える場合において、被留置者に対してその超過量に相当する量の物品（以下この項において「超過物品」という。）の処分を求めるとき又は同条第３項において準用する法第45条第２項の規定により被留置者に対して超過物品の処分を求めたときについて準用す

る。

8　留置担当者は、法第195条第３項において準用する法第48条第４項又は第５項の規定により、保管私物を領置し、又は領置している物品の引渡しを行った場合は、被留置者金品出納簿（Ⅳ　保管私物等）に所定事項を記載しておくものとする。

9　留置主任官は、留置担当者を指揮し、保管私物庫に保管されている保管私物について、使用の都度点検を行うほか、毎月１回以上点検を行い、当該点検の結果を保管私物一斉点検簿により留置業務管理者に報告しなければならない。